

建設局「建設業の魅力発信モデル工事」試行実施要領

1 目的

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者及び技能者を確保・育成していくことが必要であり、公共工事の効果と必要性を広く周知するとともに、魅力ある建設業をPRし、若者の入職促進を図ることが重要である。

本要領は、受注者が建設現場で建設業の魅力を発信する現場見学会を提案開催する「建設業の魅力発信モデル工事（以下「モデル工事」という。）」の事務等の流れ、留意事項等を定めたものである。

2 現場見学会の対象者

小中学生、高校生及び大学生等

3 事務等の流れ

(1) 発注時

- ・発注者は、当該工事がモデル工事である旨を特記仕様書、起工書及び案件公表時に下記のとおり記載する。

<特記仕様書>

特記仕様書作成要領による。

<起工書>

起工書の「その他」に、『本工事は、「建設業の魅力発信モデル工事」の試行対象案件である。』を記載する。

<案件公表時>

発注予定表の「発注予定備考」欄等に、『本工事は、「建設業の魅力発信モデル工事」の試行対象案件である。』を記載するとともに、別紙1を添付する。

(2) 契約後

- ・受注者は、発注者と調整の上、現場見学会の開催時期、内容、規模（参加人数）等について提案する。
- ・発注者は、提案に基づき見学対象の学校関係者と調整する。
- ・受注者は、現場見学会の実施計画書を作成し、監督員へ提出する。

(3) 現場見学会

- ・受注者は、見学会に必要な資料を作成するなど見学会を主催する。
- ・受注者は、見学者への保険契約とともに、安全対策が必要な場合には、ヘルメット等を貸与する。
- ・受注者は、見学者に対してアンケート調査を実施する。なお、アンケート内容は発注者が作成し、受注者は配布・収集を行うものとする。

(4) 見学会終了後

- ・受注者は、現場見学会の状況写真、アンケート調査結果を発注者へ提出する。

4 モデル工事における留意事項

- (1) 現場見学会は、工期内に開催し、開催頻度は1回を基本とする。
- (2) 開催時間は1.5時間程度とする。
- (3) 開催に要する費用は、現場環境改善費（土木工事、土木設備（電気）工事の場合）または、共通仮設費（土木設備（機械）工事、建築工事、建築設備工事の場合）として発注者が負担する。
- (4) 実施にあたっては華美にならないよう配慮するものとする。
- (5) 既に施工中の工事において、受注者からモデル工事を実施したいとの協議があった場合は、技術管理課と協議の上、実施することができるものとする。
- (6) モデル工事を実施した際は、工事成績評定の社会的貢献において加点対象として評価する。

附 則（平成28年6月29日付28建総技第191号）

この要領は、平成28年7月1日以降、公表する案件から施行する。

附 則（平成30年3月23日付29建総技第623号）

この要領は、平成30年4月1日以降起工（決定日）案件から適用する。